仙台空港利用者利便向上協議会規約

(設置)

第 1 条 この会は、空港法(平成20年6月18日 法律第75号) 第14条の規定に基づき、空港管理者は空港の利用者の利便の向上 を図るために必要な協議を行うため、協議会を設置する。

(名 称)

第 2 条 本協議会は、仙台空港利用者利便向上協議会(以下「協議 会」という。)と称する。

(目 的)

第 3 条 協議会は、空港法第3条に規定する「空港の設置及び管理 に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、仙台 空港の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

(協議等)

- 第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、各構成員から報告・ 提案を受け協議を行う。
 - 2. 協議会は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号)第5条第3項に基づく協議を 行う。

(構成員)

第 5 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(議長及び副議長)

- 第 6 条 協議会に議長及び副議長を置く。
 - 2. 議長は仙台空港事務所長とし、副議長は運営権者(仙台国際空港株式会社代表取締役)をもって充てる。
 - 3. 議長は、協議会を代表し会務を総理する。
 - 4. 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事 務 局)

第 7 条 協議会の事務局は、仙台空港事務所及び仙台国際空港株式 会社に置き、共同で協議会の運営に係る事務を行う。

(招集)

第 8 条 協議会は、議長が招集し原則として4月、12月に開催する。

2. 構成員は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。

(運営)

- 第 9 条 協議会は構成員の過半数の者が出席しなければ、開催する ことができない。
 - 2. 協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成員の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。

(幹事会)

- 第10条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を 置くこと ができる。
 - 2. 幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(専門部会)

- 第11条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、協議 会のもとに専門部会を置くことができる。
 - 2. 専門部会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(経費負担)

第12条 協議会の開催に必要な経費は、構成員が負担する。

(雑 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な 事項は、協議会の議決をもって定める。

附則

この規約は、平成21年4月24日から適用する。

附則

この改正は、平成21年12月17日から適用する。

附則

この改正は、平成23年12月20日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年12月18日から適用する。

附則

この改正は、平成28年9月13日から適用する。

附則

この改正は、平成29年5月30日から適用する。

仙台空港利用者利便向上協議会構成員

平成29年4月 現在

No	機		色	r. X	職	名	1	
1	国土交通省東京航空局仙台空港事務所	所						長
2	仙台国際空港株式会社	代	表	Ê	取	綵	莆	役
3	日本航空株式会社仙台空港所	所						長
4	全日本空輸株式会社仙台空港所	所						長
5	IBEXエアラインズ株式会社	仙	台	事	美	色 ;	所	長
6	株式会社AIRDO仙台空港所	所						長
7	Peach Aviation 株式会社仙台空港所	所						長
8	東北運輸局交通政策部交通企画課	課						長
9	東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所	先	任	建	設	管	理	官
10	航空保安大学校岩沼研修センター	所						長
11	独立行政法人航空大学校仙台分校	分			校			長
12	宮城県土木部空港臨空地域課	課						長
13	仙台市文化観光局誘客戦略推進課	課						長
14	名取市総務部政策企画課	課						長
15	岩沼市総務部政策企画課	課						長
16	仙台空港鉄道株式会社	仙	台	空	Ä	巷	駅	長
17	仙台小型機協議会	会						長
18	仙台商工会議所	事		務		局		長
19	公益社団法人宮城県観光連盟	事		務		局		長
20	仙台空港レンタカー協議会	会						長
21	仙台空港構内タクシー協会	会						長
22	公益社団法人宮城県バス協会	専		務		理		事